

議題（１） 説明文書

議案第１号の電子計算機の結合（事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス）について御説明いたします。

なお、本件につきましては、令和４年１月２６日に審議を予定していた議案ですが、審議内容が追加されましたので、今回送付しました追加分と併せて審議をお願いするものです。

まず、前回送付しました令和３年１２月２３日付けの資料で「追加分」と書かれていない「議案第１号資料」をご覧ください。

初めに、電子申請サービスの電子計算機結合について御説明いたします。資料の１ページをご覧ください。

電子申請サービスとは、自宅や職場などのパソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、申請・届出をすることができるサービスです。

また、市民の皆様が、インターネットを利用して、安心、安全に電子申請を行っていただくため、申請等の情報を送受信する際の通信経路の暗号化を行っていきるとともに、不正アクセスの排除・データの改ざん防止・ウィルス対策など、万全なセキュリティ対策をとっています。

2 利用イメージについては、イメージ図に埼玉県電子申請システムと書かれておりますとおり、システム本体の契約は埼玉県が一括して行い、さいたま市をはじめとする県内各自治体は埼玉県と協定を結ぶ形でシステムを利用しております。

さいたま市の市民の皆様から申請いただいた情報につきましては、さいたま市にて管理しているスペースに保存されており、さいたま市以外の埼玉県及び県内の他市町村からはアクセスできない仕組みとなっております。

下段の図になりますが、市民の皆様からの申請情報の受け取りについては、各業務担当課が、さいたま市で管理する専用回線用端末を用いて申請情報を受け取り、申請に対する処理を行っております。

続いて、資料の2ページをご覧ください。

電子申請サービス利用に係る個人情報保護審議会対象案件の考え方についてご説明いたします。基本となる考え方といたしまして、さいたま市個人情報保護条例第8条の規定により、「法令等に定めがあるとき」または「実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき」のみ電子計算機の結合が可能となっております。

本市の電子申請サービスの中には複数の手続がありまして、個々の手続について定めた法令に書面等により行うことが規定されている場合、デジタル手続法第6条、デジタル手続条例第3条の規定により電子申請が可能となり、「法令等に定めがあるとき」に該当するため、こちらについては審議会への意見照会は不要となっております。

一方、デジタル手続法第6条またはデジタル手続条例第3条に該当しない手続は、「実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき」の適用を受けるため、電子申請サービスに手続を追加する都度、審議会への意見照会が必要となります。

なお、市民に参加を呼びかけるような募集やイベントの申込みにつきましても、平成19年度第2回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会において、都度の意見照会は不要となっております。

以上に基づきまして整理いたしますと、資料の1から4のとおりとなります。

本件は判断基準の4番に該当することから、新たに電子申請サービスに手続きを追加するにあたり、意見照会をさせていただくものです。

今回お諮りする手続きですが、A3サイズの別紙「電子申請追加手続一覧」をご覧ください。本議案では、こちらに記載の2種類の手続と、今回送付しました令和4年2月24日付け資料「議案第1号資料 追加分」にある手続についてあわせてお諮りするものです。

追加分の手続につきましては、改めて御説明いたします。

それでは、資料の4ページをご覧ください。任用調査課所管の「職員採用試験（選考）個人別成績開示について」、類似する2種類の手続を一括で御説明いたします。

この手続は、職員採用試験および選考において不合格となった方で、請求があった方を対象に、成績を開示するものです。現在は、郵送により受け付けておりますが、受験者の利便性向上のため、電子申請サービスで受付ができるようにしたいと考えております。

根拠法令である「採用試験の個人別成績に係る開示請求に関する要綱」および「職員採用選考の個人別成績に係る開示請求に関する要綱」は、デジタル手続法またはデジタル手続条例の対象にならないため、意見照会が必要となっております。

電子計算機の結合により取り扱う個人情報、申請者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、受験票の写しデータです。

続きまして、今回追加分として送付しました令和4年2月24日付け資料で「追加分」と記載されている「議案第1号資料」をご覧ください。資料の3ページ目までは、先程御説明しました資料と同じであるため、御説明を省略いたします。

今回お諮りする手続きですが、先程御説明しました2種類の手続に加え、別紙「電子申請追加手続一覧」に記載されている17種類の手続について、あわせてお諮りいたします。

それでは、資料の4ページをご覧ください。教育研究所所管の「さいたま市教員養成あすなるプロジェクト　さいたま市教師塾「夢」講座事業について」、御説明いたします。

この事業は、大学、短期大学又は大学院に在学中で、「翌々年度採用さいたま市立学校教員採用選考試験」を一般選考で受験する者を対象に、全13回の必修講座と選択講座を受講し、修了認定を受けた者は、「翌年度採用さいたま市立学校教員採用選考試験」の第1次試験が免除されるものです。必要書類の作成・提出を簡易にするため、電子申請サービスで受付ができるようにしたいと考えております。

根拠法令である「さいたま市教師塾「夢」講座実施要項」は、デジタル手続法またはデジタル手続条例の対象にならないため、意見照会が必要となっております。

電子計算機の結合により取り扱う個人情報には、申込者氏名・性別・住所・生年月日・電話番号・メールアドレス・教員免許状・顔写真です。

次に、資料の5ページをご覧ください。教育研究所所管の「さいたま市教員養成あすなるプロジェクト 新卒者アプローチ研修事業について」、御説明いたします。

この事業は、教員採用選考試験合格者及び臨時的任用教職員登録者のうち新卒となる人で、当該研修に参加希望である人を対象とし、社会人として身に付けておくべき事項についての理解を深めるとともに、共にさいたま市の教員となる者との交流を通じて、入職に対する不安を和らげ、教員として円滑なスタートが切れるようにすることを目的とした、全3回の研修会を行うものです。教員採用選考試験の申込も電子申請を利用しているため、本研修の申込も電子申請サービスで受付ができるようにしたいと考えております。

制度について定めた条例等はなく、デジタル手続法またはデジタル手続条例の対象にならないため、意見照会が必要となっております。

電子計算機の結合により取り扱う個人情報、申込者氏名・電話番号・メールアドレスです。

次に、資料の6ページをご覧ください。建築行政課所管の「建築物等定期報告事務について」、関連する4種類の手続を一括で御説明いたします。

定期報告制度とは、建築物、防火設備、建築設備及び昇降機等について、その所有者等が適法性や安全性を建築士等の専門家に調査(検査)させ、その結果をさいたま市に報告するよう義務付けているものです。この手続は、法律に記載のある手続きではありませんが、市が管理している定期報告台帳の修正や市が管理者等に送付している通知の宛先の変更に必要な情報となるため、届出の提出をお願いしているものです。

根拠法令である「さいたま市建築物等定期報告事務処理要領」は、デジタル手続法またはデジタル手続条例の対象にならないため、意見照会が必要となっております。

電子計算機の結合により取り扱う個人情報、所有者又は管理者の氏名、住所、対象建物等の概要等、メールアドレスです。

次に、資料の7ページをご覧ください。子育て支援政策課所管の「さいたま市ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業について」、関連する4種類の手続を一括で御説明いたします。

この事業は、市内在住のひとり親の方が、小学校6年生までの児童の保育園・幼稚園・放課後児童クラブ等への送迎や、保育開始前や終了後の子どもの預かり等の「さいたま市ファミリー・サポート・センター事業」、小学校6年生までの病児等の預かりや急を要する子どもの預かりや送迎等の「子育て緊急サポート事業」を利用した場合に利用料の一部を助成するものです。

根拠法令である「さいたま市ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業実施要綱」は、デジタル手続法またはデジタル手続条例の対象にならないため、意見照会が必要となっております。

電子計算機の結合により取り扱う主な個人情報、申込者の世帯員・住所・電話番号・メールアドレス・児童扶養手当受給資格・ひとり親家庭等医療費受給資格・振込口座です。

次に、資料の8ページをご覧ください。営業課所管の「電子申請を利用した各種手続書類郵送の申込受付について」、御説明いたします。

この手続は、水道料金・下水道使用料の支払方法を口座振替又はクレジットカード決済へ変更希望する方に対し、手続に必要な書類の郵送をするものです。現在は、水道局電話受付センターで受け付けておりますが、給水契約者の利便性向上のため、電子申請サービスで受付ができるようにしたいと考えております。

制度について定めた条例等はなく、デジタル手続法またはデジタル手続条例の対象にならないため、意見照会が必要となっております。

電子計算機の結合により取り扱う個人情報には、申請者氏名、水道使用者氏名、水道番号（使用者番号）、住所、電話番号、メールアドレスです。

次に、資料の9ページから14ページをご覧ください。博物館所管の「資料利用・寄贈・寄託および展示室等の利用について」、関連する6種類の手続を一括で御説明いたします。

別紙「電子申請追加手続一覧」のNo. 12、13の手続は、学術上の研究のため博物館資料を館内外で利用するための申請をするものです。No. 14、15の手続は、博物館における展示又は研究に資する目的で史料を寄贈または寄託するための申請をするものです。No. 16、17の手続は、館内の講座室、展示室を、学習や展示のため利用する際および許可に係る事項を変更する際に申請をするものです。

根拠法令である「さいたま市博物館条例」に、書面等により行うことの規定はなく、デジタル手続法またはデジタル手続条例の対象にならないため、意見照会が必要となっております。

電子計算機の結合により取り扱う個人情報、

(個人の場合) 申請者氏名、住所、電話番号、利用目的、所属団体がある場合は所属団体名、所属団体住所、メールアドレス

(企業・団体等の場合) 申請者名称、代表者氏名、所在地、電話番号、利用目的、担当者氏名、メールアドレスです。

御説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議題（２） 説明文書

議案第２号の「予防接種事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書」について、新型コロナウイルスワクチン対策室より説明させていただきます。

まず、特定個人情報保護評価について簡単にご説明いたします。資料１の１ページをご覧ください。なお、こちらは、国の機関である「個人情報保護委員会」がホームページで公表している資料となります。

まず、用語の定義についてご説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」において、マイナンバーをその内容に含む個人情報を、「特定個人情報」と定義しています。この特定個人情報について、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、一言でいうと、特定個人情報のデータベースを、「特定個人情報ファイル」と定義しています。

「特定個人情報保護評価」とは、国の行政機関や地方公共団体などが「特定個人情報ファイル」を保有しようとするときに、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そ

のようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを自ら宣言するものでございます。また、評価を実施した後において、特定個人情報ファイルの取扱いに「重要な変更」を加えようとするときは、評価の「再実施」をすることとされております。

次に2ページをご覧ください。

特定個人情報保護評価のうち「全項目評価」の実施又は再実施が必要とされた事務については、作成した評価書について、住民等の意見聴取、いわゆるパブリックコメントを実施した後、「第三者点検」を行い、第三者点検を受けた後に、評価書を個人情報保護委員会に提出し、公表するということが、番号法及び特定個人情報保護評価に関する規則という法令に規定されております。

この「第三者点検」について、地方公共団体の場合、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が原則とされておりますが、本市においては、個人情報保護条例第40条第2項の規定を適用して、「さいたま市情報公開・個人情報保護審議会」へ諮問することとしております。

なお、法令の参照条文については、4ページ以降をご覧ください。

次に、予防接種事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について、概要をご説明いたします。

概要をまとめた資料2と併せまして、資料3をご覧ください。
なお、資料3は、国（デジタル庁）から各市区町村あてに令和3年
12月3日付けで発出された事務連絡でございます。

予防接種事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価につき
ましては、平成27年7月16日に、特定個人情報保護評価を実
施した評価書を公表いたしました。また先般、既存の予防接種事
務に加え、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種記録の
管理等の事務（以後、略称として「コロナワクチン接種事務」と申
し上げます。）を行うに当たり、すべての市区町村において、国（デ
ジタル庁）が開発した「ワクチン接種記録システム」（以後、略称
として「VRS」と申し上げます。）を利用することとされたこと
により、特定個人情報保護評価の再実施を行い、令和3年11月
30日付けで評価書を公表したところです。

今般、令和3年12月3日に国（デジタル庁）から事務連絡が
発出されまして、VRSに新型コロナウイルス感染症予防接種証
明書（以後、略称として「接種証明書」と申し上げます。）の電子
交付機能が追加され、また、他市区町村への接種記録照会の運用
の変更が行われたことにより、評価書の内容に新たな特定個人情
報の取り扱いを追記等する必要が、再度生じました。こちらは、
資料3の3ページ「(1) 特定個人情報の取扱いの変更点」をご覧

ください。

この追記等は、接種証明書のデジタル化による社会経済活動の正常化や、3回目接種を早期に実現することを背景としたものですが、規則及び指針では、評価の再実施が必要となる「重要な変更」に該当するものであることから、特定個人情報保護評価の「再実施」を行い、本審議会でのご審議をお願いするものです。なお、評価の再実施につきましては、「重要な変更を加える前」に行うことが原則となります。しかしながら、この度の評価の再実施については、「事前に行うことが困難な状態にある場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となる」と、国の事務連絡において示されております。こちらは、資料3の3ページ「(2) 評価の再実施の時期」をご覧ください。

以上のことから、本市では、当該事務連絡が12月3日に発出された後、速やかに評価書の修正作業を行い、1ヶ月間のパブリックコメントを2月までに実施しまして、この度の審議会に諮問することといたしました。

続いて、評価書の修正内容についてご説明いたします。

資料2の3ページと4ページをご覧ください。

今回の評価書の主な修正箇所を一覧表にしたものでございます。

なお、これ以外にも細かい追記等ございますが、要点となる事項のみ記載させていただいておりますので予めご了承ください。また、今回追記している内容につきましては、VRSが国（デジタル庁）により開発されたものであることから、国が評価書のひな型を自治体に対し提示しており、提示された内容を元に記載しております。

具体的な評価書の修正内容につきましては、資料6「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」にもとづき、主な内容を抜粋してご説明いたします。

まず、資料6の3ページからの「I. 基本情報」内の「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」についてですが、5ページをご覧ください。「システム5」として、「ワクチン接種記録システム（VRS）」がございしますが、こちらに接種証明書の電子交付機能が追加されたことに伴う追記（「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付を行う機能。」の追記）を行いました。

続いて、8ページの「（別添1）事務の内容」をご覧ください。こちらの図の左下に、「予防接種証明書の電子交付アプリ」の内容を追加するとともに、VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用が変更されたことに伴う修正（図内③の「他市区町村から

の照会に応じて接種記録を提供」の矢印を特定個人情報のものに修正)を行いました。

続いて、9ページからの「Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要」に
おいてですが、まず10ページと11ページをご覧ください。

「3. 特定個人情報の入手・使用」について、「②入手方法」、
「③入手の時期・頻度」、「④入手に係る妥当性」、「⑤本人への明
示」、「⑧使用方法」に、VRSに接種証明書の電子交付機能が追
加されたことに伴う内容の追記(「電子交付アプリにより電子申請
を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから
入手する。」の追記等)や、VRSによる他市区町村への接種記録
照会の運用が変更されたことに伴う内容の修正(「本人から個人番
号の提供の同意が得られた場合のみ」の表記削除等)を行いまし
た。

次に、12ページからの「4. 特定個人情報ファイルの取扱い
の委託」についてですが、17ページをご覧ください。「委託事項
6」に、VRSに接種証明書の電子交付機能が追加されたことに
伴う内容の追記(「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子
交付機能を含む。」の追記等)を行いました。

続いて、20ページ「6. 特定個人情報の保管・消去」ですが、
「①保管場所」にVRSに接種証明書の電子交付機能が追加され

たことに伴う内容の追記（「電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。」の追記）を行いました。

続いて、資料31ページからの「Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」においてですが、「2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）」の「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」、「リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク」、32ページの「リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク」、「リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」について、VRSに接種証明書の電子交付機能が追加されたことに伴う内容の追記を行うとともに、VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用が変更されたことに伴う内容の修正を行いました。具体的には、リスク対策として「個人番号カードのICチップ読み取りと暗証番号による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止すること」、「専用アプリからのみ交付申請を可能とし、アプリの改ざん防止措置を講じることで、不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避けること」、「電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をすること」などを追加しております。

続いて、35ページをご覧ください。「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の「情報保護管理体制の確認」に、VRSに接種証明書の電子交付機能が追加されたことに伴う内容の追記（「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置」の追記）を行いました。

続いて、37ページをご覧ください。「5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）」の「リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」及び「リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク」について、VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用が変更されたことに伴う内容の修正（「本人同意及び本人確認が行われた情報だけを提供」の表記削除等）を行いました。

続いて、41ページと42ページをご覧ください。「7. 特定個人情報の保管・消去」の「リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」の「⑥技術的対策」に、VRSに接種証明書の電子交付機能が追加されたことに伴う内容の追記を行いました。具

体的なリスク対策しましては、「電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。」、「電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。」を追加いたしました。

主な修正箇所についての説明は、以上でございます。

最後に、1月28日から2月28日にかけて実施いたしました、パブリックコメントの意見募集結果についてですが、提出された意見は0件でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

報告資料（１）説明文書

それでは報告事項として、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正による令和４年度さいたま市個人情報保護条例の改正について」ご説明いたします。

まず、この報告を行う前に本件に関する背景を説明しますと、令和３年５月に国会で「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定され、その法律の一部に「個人情報保護法」の改正も含まれておりました。

この法改正が本市で所管しております「さいたま市個人情報保護条例」に大きな影響を与えることとなりますので、まずは、法改正の概要を報告するものです。

○ 個人情報保護法改正の趣旨

それでは、資料A 3版の左上の「個人情報保護法改正の趣旨」を御覧ください。

まず、法改正の背景として、1つ目に社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が社会的に要請されていますが、現状では個人情報の取扱根拠が公的部門と民間部門で異なっております。

また、公的部門でも国、都道府県、市区町村等の各機関により根拠法令が

異なっており、これらの相違が、データ流通の阻害要因になっていると考えられていました。

その他にも、個人情報の安全な取扱いの点からも、求められる保護水準を満たさない団体もあったため、個人情報保護の水準の統一化は課題となっていました。

続いて2つ目に、国では成長戦略の観点からデータ流通に関し、国際的な制度調和を図る必要もありました。

このようなことから、「個人情報保護法」改正の主な趣旨は、①として各機関における個人情報の取扱根拠を「個人情報保護法」へ一本化することや、②として法改正の中で、国際的な制度（EUのGDPR（一般データ保護規則）十分性認定など）や国の成長戦略（DFFT（信頼ある自由なデータ流通））へ対応することになります。

○ 個人情報保護法改正の概要

続いて、資料左側中段から下段にかけて記載している「個人情報保護法改正の概要」について、ご説明します。

資料の内容に入る前に、前提として現在の個人情報保護制度の制度運用

に関してご説明します。

公的部門では国と地方の行政機関でそれぞれ根拠法令が異なり、国ではさらに行政機関と独立行政法人で根拠法令が異なっております。

まず、国の行政機関では「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、独立行政法人では「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を根拠法令として制度運用を行っており、また、地方公共団体では各団体で、「個人情報保護条例」を根拠法令として制度運用を行っております。

一方で民間部門では、「個人情報保護法」を根拠法令として制度運用を行っているところです。

このように異なる制度運用の中で「個人情報保護」と「データ流通」を両立するために、各法令を「個人情報保護法」へ一元化し、資料中の No. 1 の「適用対象」及び No. 2 の「定義の一元化」については公的部門と民間部門で共通化し、No. 3 の「個人情報の取扱い」から No. 6 「行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入」までは公的部門の中で共通化するものです。

従いまして、本市においても今後、根拠法令は「さいたま市個人情報保護条例」から他の公的機関と同様に「個人情報保護法」に移行し、個人情報の管理や開示請求制度等の運用を行うこととなります。

この他に新しい制度として、NO. 4 の個人情報ファイル簿の作成・公表という制度があります。

この個人情報ファイル簿とは、対象者数が 1,000 人以上となる個人情報データベースの名称や利用目的、記録項目などを帳簿にしたものです。

そして、法改正により地方公共団体でも、この個人情報ファイル簿を作成・公表することが義務付けられます。

続いて、NO. 6 の行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入ですが、まず、行政機関等匿名加工情報とは、先ほど No. 4 でご説明した個人情報ファイル簿に記載されている個人情報データベースを特定の個人が識別かつ復元できないように加工した情報のことをいいます。

この情報は法令に基づく方法により手数料を支払うことで、民間事業者でも入手することができ、事業に用いることができます。

なお、この行政機関等匿名加工情報の提供制度については、元々、国の行政機関にはあった制度ですが、地方公共団体では初の制度となるため、当分の間は都道府県及び政令指定都市のみに適用されます。

続いて No. 7 の個人情報保護委員会と地方公共団体の関係になります。個人情報保護委員会とは、個人情報の適切な管理と利活用を監督する国の機関のこととなります。

法改正により地方公共団体も管理下に入ることとなり、必要に応じて地方公共団体へ情報提供又は助言する役割を担います。

続いて No. 8 の「個人情報保護法」の施行期日でございます。

法律の制定は令和 3 年 5 月ですが、施行いわゆる法の効力を発生させる日が令和 5 年春頃になります。正式な施行期日については、今後国から示される予定です。

最後に No. 9 のその他になりますが、改正した「個人情報保護法」では詳細な運用事項まで規定してはおりませんので、手数料の設定などの詳細事項については、各地方公共団体の条例で規定することを想定しています。

しかしながら、その条例についても「個人情報保護法」の趣旨の範囲を超えて、各地方公共団体が独自に規定できるわけではなく、法の趣旨が許容する範囲内において制定しなければならないものとなっています。

したがって、本市でも現行の「個人情報保護条例」を改正する必要があると考えておりますので、今後、審議会へ改正条例案を諮問する予定です。

○ 個人情報保護法改正の影響によるさいたま市個人情報保護条例の改正

それでは、資料右上の「個人情報保護法改正の影響によるさいたま市個人

情報保護条例の改正」をご覧ください。

先に触れましたが、個人情報の取扱根拠を「個人情報保護法」へ一本化したことによる影響は多大であり、これにより本市の個人情報保護制度の根拠法令は、「個人情報保護条例」から「個人情報保護法」へ変わります。

そのため、今後、「さいたま市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）」から「さいたま市個人情報保護法施行条例（以下「改正条例」という。）」へ改正する必要があります。

それでは、改正条例で定める事項について順を追って説明いたします。

まず、①の個人情報取扱事務届出及び目録の公表に係る事項についてですが、先ほどもご説明したとおり、対象者数 1,000 人以上の事務については、個人情報ファイル簿として作成・公表することとなります。

しかしながら、「個人情報保護法」では 1,000 人未満の事務に対して、直接的な管理規定はありません。

現行条例では、対象者数に関係なく事務執行において個人情報を取り扱う場合には、各担当課は個人情報取扱事務届出を行っています。

そのようなことから、1,000 人未満の事務の個人情報を適正に管理するためには、引き続き個人情報取扱事務届出制度を維持する必要があると考えていますので、改正条例にも個人情報取扱事務届出制度を規定する予定です。

続いて②の内部管理に関する事項についても、現行条例と同様に個人情報の適正な維持管理を行うため「個人情報保護管理者」を定める規定を設ける予定です。

続いて③の情報公開条例との整合を図るために規定する本市独自の不開示情報の例外についてとなりますが、内容に入る前に背景を説明させていただきます。

本市の現行制度において、「個人情報保護条例」に基づく個人情報開示請求又は、「情報公開条例」に基づく行政情報開示請求を受けた場合、「公務員の氏名」については個人情報にあたり、通常であれば不開示となりますが、職務の遂行上で必要なものとして記載されている場合は、例外として公開することになります。

しかしながら、「個人情報保護法」で規定している不開示情報の例外には、この公務員の氏名は含まれていませんので、今後、「個人情報保護法」が適用されると、個人情報開示請求では不開示となりますが、行政情報開示請求では開示することになります。

このように、請求方法が変わると、同じ「公務員の氏名」という情報にもかかわらず、開示結果が異なってしまうことが予想されます。

そこで、市の業務における説明責任を明確にする観点から、情報公開条例に合わせて、改正条例に不開示情報の例外として「公務員等の氏名」を規定

し、個人情報開示請求でも原則公開できるようにする予定です。

続いて④の個人情報開示請求における手数料になりますが、「個人情報保護法」では写しの交付枚数の他、手数料として1件につき300円を徴収しています。一方で本市では、開示請求に係る費用の手数は無料として、写しの交付を請求された場合に実費として、1枚につき10円のコピー代等を請求しているところです。

なお、「個人情報保護法」に合わせて手数料を徴収した場合、市民への新たな負担となり、市民サービスの低下を招くこととなりますので、現行条例と同様に手数料は「無料」として、写しの交付に要する実費のコピー代等を徴収する予定です。

また、関東圏内の政令市におきましても開示請求に係る手数料は無料としております。

続いて⑤の個人情報開示請求等の手続になりますが、これは主に開示請求を受けてから決定するまでの期限を規定するものであり、こちらも④と同様に市民サービスの低下を防ぐための規定になります。

現在、本市の運用では各種開示請求を受けた場合、原則請求のあった翌日から起算して14日以内に決定をしなければなりません。

しかしながら、「個人情報保護法」で規定されている開示決定期限は請求

のあった翌日から起算して30日以内となっており、本市での運用と異なっています。

このまま法律の規定を用いると、開示決定期限が現行より長期化してしまい、市民にとっては不利益となりますので、現行条例と同様に、請求があった日の翌日から起算して14日以内に開示決定を行うことを改正条例へ規定する予定です。

続いて⑥の行政機関等匿名加工情報の利用契約に係る手数料についてですが、先ほどご説明したとおり、行政情報等匿名加工情報については、法令に基づく方法等により民間事業者へ提供することができます。

そして、行政情報匿名加工情報を提供する際には、民間事業者から手数料を徴収した上で提供することとなります。

その手数料の具体的な金額については、条例で規定することとなっております。

なお、行政情報匿名加工情報の提供については、本市でも初めて取り扱うこととなりますので、その金額設定については、既にこの業務を開始している国の行政機関の手数を参考にする予定です。

そして最後に⑦ですが、審議会への諮問事項となります。

改正法の中でも各地方公共団体において、審議会を設置することは可能で

あり、引き続き審議会を設置するためには、条例に規定を設ける必要があります。

その規定の中で想定されている審議会の所掌事務は、ア 制度の運営に関する重要事項の諮問（条例改正等）、イ 特定個人情報保護評価書の第三者点検、ウ 市が取り扱う個人情報に関する苦情の申出があった際の諮問などとなっております。

しかしながら、現行制度とは異なり審議会への諮問が法律上許容されない事項があります。諮問が許容されない例は、ア 個人情報の収集制限、イ 目的外利用及び外部提供の制限、ウ 電子計算機のオンライン結合の制限などになります。

なお、これら①から⑦までの事項については、「個人情報保護法」に具体的に記載されていない内容ではありますが、改正法の趣旨の範囲内の事項として、条例で定めても問題のない事項として、個人情報保護委員会から示されております。

以上が改正条例である「さいたま市個人情報保護法施行条例」に関する説明になります。

なお、ここで、先ほど申し上げた諮問が許容されない事項について、補足

させていただきます。

アの個人情報の収集の制限ついてですが、原則、個人情報は本人から収集することになっていますが、公益上必要な場合は審議会の意見を聴いて本人以外から収集できます。

このような諮問が許容されなくなるということになります。

続いて、イの目的外利用及び外部提供の制限についてですが、各担当課では市民から収集した個人情報をその事務の目的の範囲内でしか利用できません。

しかしながら、本人の同意や法令等の定めあるときなどには、個人情報を収集した担当課だけではなく、庁内関係課や外部の公的機関等にその個人情報を提供することを認めています。

その例外的扱いの中に公益上特に必要がある場合は、審議会への諮問がなされるのですが、「個人情報保護法」ではその諮問を許容しておりません。

最後に、ウの電子計算機のオンライン結合の制限についてですが、担当課で収集した個人情報は、いわゆるパソコンなどの電子計算機で管理されることが多くなっています。このような場合、外部の公的機関や民間事業者等へ回線をつないで個人情報データの送受信が常時発生することがありますが、この外部機関等への情報管理体制等も含めて、審議会で御審議いただきました。

しかしながら、こちらについても「個人情報保護法」ではその諮問を許容

しておりません。

それでは、何故、これらの諮問が法律上許容されないのか、その理由について国から示された資料を基にご説明いたします。

○ 審議会への諮問が許容されない理由について

資料は右側、中段になります。

理由の1として、個人情報保護水準が維持されているとの見解があります。

これは、令和3年11月に開催された法改正に係る国の説明会において、「個人情報保護法」第61条から69条までに個人情報を厳格に管理する規定が設けられていることにより、実質的に現行制度と同等の個人情報保護の水準が保たれているためとの説明を受けております。

これは、例えば市のある担当課において、個人情報を取り扱う業務を民間事業者へ委託する場合、市では「個人情報保護法」の規定により個人情報を厳格に取り扱う必要があり、また、業務を受託する民間事業者もその契約の内容により、個人情報を厳格に取り扱う義務が生じることになります。

その結果、実質的に「個人情報保護法」の規定に基づき、公的部門から民間部門まで個人情報を厳格に取り扱う体制が構築されているため、個々の案件ごとに地方公共団体の審議会へ諮問をしなくてもよいという趣旨の説明

を国から受けております。

次に理由の2として、法解釈については個人情報保護委員会により一元管理するためという見解もあります。

先ほどの法改正の概要 No.7でもご説明したとおり、地方公共団体の個人情報保護制度の法解釈についても、個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが確立されました。

そうしたことから、これまで審議会が担っていた「個人情報保護条例」の規定において、例外とされている事項に関して諮問・答申を行う役割は、今後、個人情報保護委員会が一元的にその役割を担うこととなります。

その結果、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について、審議会等へ諮問を行うことは、改正法の趣旨により許容されなくなります。

以上のことから、個人情報の収集の制限、目的外利用及び外部提供の制限及び電子計算機の結合の制限に関する事項については、当審議会の諮問事項から外れます。

○ 今後のスケジュール

最後に資料右下の今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

まず、令和4年3月の審議会において、法改正の概要についてご説明いたしました。

そして、4月の新年度になりましたら、国から正式に法改正に関するガイドラインが提示されます。

その内容を最終確認いたしまして、7月までに条例案を審議会へ諮問させていただきます。

その後、12月に議会へ条例案を上程して承認をいただいた後、令和5年1月から3月までに関係規則等の整備、庁内周知や施行準備、市民周知を行います。

そして、4月以降に改正法及び条例案等が施行される予定となります。

以上で、「個人情報の保護に関する法律の改正による令和4年度さいたま市個人情報保護条例の改正について」の報告を終わります。